

令和7年4月1日

社会福祉法人安城市社会福祉協議会行動計画

女性の活躍を推進し、管理的立場でも能力が発揮できる職員を育成するため、雇用環境の整備を行うとともに、次のとおり行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間
- 2 内容

目標 係長級（係長・専門主査）以上の女性役職者の割合を5割以上のまま維持する。

- | | | |
|----|---------|--------------------------------|
| 対策 | 令和7年4月～ | 現在、役職者として働く女性職員に聞き取り |
| | 令和8年4月～ | 必要に応じ、対象者となりうる職員に対し育成研修等を実施する。 |
| | 令和9年4月～ | 効果測定をし、次の施策を検討する。 |